

1. 計画の策定にあたって

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）及び「児童福祉法」の基本指針に即して定めます。また、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画は、第4期障がい福祉計画の実績を踏まえ、策定します。

なお、「障害者総合支援法」第88条第6項において、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体的に定めることができると規定されていることから、本市は一体的に定めることとします。

1) 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画に定める事項

障害者総合支援法第88条、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国の基本指針に沿って、計画の方針、障がい福祉サービス・障がい児支援等の見込量、地域生活支援事業の見込み及び提供体制の確保に関する事項を定めます。

<定める事項>

- 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項
- 各年度における指定障がい福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量

2) 第5期障がい福祉計画・第1期障がい福祉計画の期間

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の期間は「障害者総合支援法」に基づく基本指針で定めるとおり3年間とし、平成30年度から平成32年度までとします。

3) 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定のポイント

○計画の方針は第4期を踏襲しつつ、課題の変化に臨機応変に対応します。

第4期障がい福祉計画策定時の基本指針において示した考え方を基本的に踏襲しつつ、共生社会の実現や障がい児発達支援の充実等、社会の課題の変化にも適切に対応します。

○第4期計画の進捗状況の分析と評価に基づく計画とします。

第4期障がい福祉計画の実績の基づき、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画に向けた課題の整理を行い、それらを踏まえサービス基盤整備を推進します。こうした取り組みを念頭に置き、数値目標及びサービス見込み量を設定します。

2. 計画の方針

1) 基本的な考え方

○障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援の実施

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

○障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

身体障がい、知的障がい、精神障がい又は難病など、障がいの種別にかかわらず、等しくサービスが利用できるよう、市内の相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」と連携し、支援を実施していきます。

○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応できるサービスの提供体制の整備を進めます。そのために、地域生活支援拠点機能や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム体制の整備を進めます。

○地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供や、福祉、医療、保育、教育等が一体となった支援体制の整備を進めます。

○障がい児の健やかな育成のための発達支援の実施

質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を進めます。

以上の考え方に基づき、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の数値目標と見込量の設定を行いました。

2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値

（国の指針）

数値目標設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行することとする。 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の2%以上を削減する。

（本市の考え方）

（1）福祉施設から地域生活への移行者数

平成28年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活に移行することを基本とする国の指針に留意し、平成29年度の動向を含むこれまでの実績、施設に入所している障がい者の状況やニーズ、今後のグループホームの整備見通しなどを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

（2）施設入所者数の削減

平成28年度末時点の2%以上の削減を目指すという国の指針については、将来に向けた長期的な目標として、その趣旨は尊重しつつ、平成29年度の動向を含むこれまでの実績、施設に入所している障がい者の状況やニーズ、今後のグループホームの整備見通しなどを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

（具体的目標）

項目	数値	考え方
平成28年度末の入所者数 (A)	154人	平成28年度末の数
【目標値】地域生活移行 (B)	14人 (9.1%)	(A)のうち、平成32年度末までに地域移行する方の目標数
新たな施設入所利用者数 (C)	14人	平成32年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成32年度末の入所者数 (D)	154人	平成32年度末の利用人員見込 (A-B+C)
【目標値】入所者減少見込 (E)	0人	差引減少見込数 (A-D)

3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

（国の指針）

目標設定の考え方
・平成32年度末までに、各市町村または各圏域に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

（本市の考え方）

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置するという国の指針を踏まえ、既存の協議会の活用も考慮に入れつつ、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの体制を整備します。

（具体的目標）

項目	方策
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

4) 地域生活支援拠点等の整備

（国の指針）

目標設定の考え方
・平成32年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備する。

（本市の考え方）

県の事業や地域における既存施設・事業所の機能を活用し、面的な機能整備により効果的な支援体制を整備するよう努めてきました。これらの施設の機能、連携強化に向けて、更なる整備を図ります。

（具体的目標）

項目	方策
地域生活支援拠点等の整備	地域における既存の施設・事業所の有する有機的な連携により、面的な機能整備、連携強化を行います。

5) 福祉施設から一般就労への移行等

(国の指針)

目標設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行実績を、平成32年度において、平成28年度の移行実績の1.5倍以上とする。 ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末における利用者数の2割以上増加する。 ・平成32年度末において、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。 ・平成32年度末において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。

(本市の考え方)

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする国の指針に留意しつつ、これまでの実績、福祉施設を利用している障がい者のニーズ、ハローワーク等の労働施策との連携体制などを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

(2) 就労移行支援事業の利用者数

平成28年度末の就労移行支援事業者数の2割以上を増加するという国の指針留意しつつ、これまでの実績、福祉施設を利用している障がい者の状況やニーズ、就労移行支援事業所の状況などを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

(3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

実利用者の就労移行率が3割以上である事業所の比率が、事業所全体の5割以上とする国の指針に留意しつつ、実情を踏まえて目標を設定します。

(4) 就労定着支援事業による職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする国の指針に留意しつつ、実情を踏まえて目標を設定します。

（具体的目標）

項目	数値	考え方
平成28年度一般就労者数	30人	平成28年度実績
【目標値】平成32年度一般就労者数	45人 (1.5倍)	平成32年度目標数
平成28年度就労移行支援事業の利用者数	75人	平成28年度実績
【目標値】平成32年度就労移行支援事業の利用者数	118人 (6割増)	平成32年度目標数 (参考：指針による目標値90人)
【目標値】就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割	平成32年度末目標
【目標値】就労定着支援事業の支援開始から1年後の職場定着率	8割	平成31年度末目標
	8割	平成32年度末目標

6) 障がい児支援の提供体制の整備等

（国の指針）

目標設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 平成32年度末までに、児童発達支援センターを1カ所以上設置する。 平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する。 平成30年度末までに、各市町村または各圏域に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等、医療的ケア児支援の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

（本市の考え方）

（1）児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターは、障がいの重度化や重複化に対応する専門的機能の強化を図り、地域の専門的な通所拠点施設として位置付け、重層的な障がい児通所支援体制を構築します。

（2）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

障がい児の地域社会への参加を推進するため、保育所等訪問支援の安定した利用の促進を図ります。

（3）重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援するため、児童発達支援センター及び専門的機能を有した事業所の利用促進を図ります。

（4）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議を進めます。

（具体的目標）

項目	数値	方策
児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築	1カ所	児童発達支援センター第1松風園を中核とし、より重層的な地域支援体制の構築を目指します。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1カ所	既存の市内事業所を中心に、更なる安定利用の促進を図ります。
重症心身障がい児を支援する「①児童発達支援事業所」及び「②放課後等デイサービス事業所」の確保	①	既存の市内事業所を中心に、更なる安定利用の促進を図ります。
	②	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	障害者自立支援協議会で行われている協議を深め、関係機関の更なる連携を進めます。

3. 障がい者福祉サービス及び障がい児支援の種類ごとの必要量の見込み

居宅介護（ホームヘルプ）・生活介護・就労移行支援・児童発達支援・短期入所等の指定障がい者福祉サービス、指定相談支援、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の平成32年度までの必要量を実績に応じて見込んでいます。

なお、「障害者総合支援法」及び計画の基本指針にならい、障がい児・者を複合した表記を“障がい者等”としています。

1) 訪問系サービス

（サービスの種別とサービスの内容）

サービスの種別	サービスの内容
居宅介護	障がい者等に対して、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者等に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障がい者等が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。

（年度別月あたり見込量）

サービス種別	単位	平成29年度 （見込）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス （合計）	時間	3,784	3,927	4,362	4,537
	人	238	251	262	271

2) 日中活動系サービス

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、機能向上の訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	機能訓練：身体機能の向上訓練を行います。 生活訓練：生活能力の向上訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	A型：雇成型 B型：非雇成型
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業に就労した障がい者に、就労に伴う生活面の課題に対応するため、一定期間、事業所、家族などの連絡調整を行います。（平成 30 年度新設）
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所（福祉型）	障がい者等を自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所（医療型）	福祉型：障がい者支援施設等において実施します。 医療型：病院、診療所、介護老人保健施設において実施します。

(年度別月あたり見込量)

サービス種別	単位	平成29年度 (見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人日	5,992	6,091	6,335	6,580
	実利用者数 (人)	315	324	337	350
自立訓練 (機能訓練)	人日	23	46	46	46
	実利用者数 (人)	1	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人日	144	278	299	322
	実利用者数 (人)	11	12	13	14

障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）

資料2

サービス種別	単位	平成29年度 (見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	人日	1,667	1,824	2,033	2,242
	実利用者数 (人)	88	96	107	118
就労継続支援A型	人日	616	680	760	840
	実利用者数 (人)	31	34	38	42
就労継続支援B型	人日	5,283	5,559	5,729	5,899
	実利用者数 (人)	320	327	337	347
就労定着支援	実利用者数 (人)	(新設)	35	40	45
療養介護	年間見込量 (人)	16	17	18	19
短期入所（福祉型）	人日	407	457	466	478
	実利用者数 (人)	81	84	86	90
短期入所（医療型）	人日	55	55	58	58
	実利用者数 (人)	18	18	19	19

3) 居住系サービス

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う居住において、障がい者の相談や日常生活上のサービスを提供します。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。
自立生活援助	共同生活援助や施設入所を利用していた障がい者が一人暮らしへの移行を希望する場合に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により適時なタイミングで適切なサービスを提供します。(平成30年度新設)

（年度別月あたり見込量）

サービス種別	単位	平成29年度 （見込）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助	人／月	172	182	192	202
施設入所支援	人／月	161	163	165	167
自立生活援助	人／月	（新設）	0	1	1

4) 計画相談支援

（サービスの種別とサービスの内容）

サービスの種別	サービスの内容
計画相談支援	障がい者の総合的な相談やサービスの利用援助など、サービス利用計画 ¹ の作成等を行います。
地域相談支援 （地域移行支援）	障がい者の総合的な相談やサービスの利用援助など、サービス利用計画の作成等を行います。
地域相談支援 （地域定着支援）	地域移行支援：入院中から、住居の確保や新生活の準備等の支援を行います。 地域定着支援：地域生活している者に対し、24時間の連絡相談等のサポートを行います。

（年度別月あたり見込量）

サービス種別	単位	平成29年度 （見込）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人／月	144	155	165	175
地域相談支援 （地域移行支援）	人／年	1	1	2	2
地域相談支援 （地域定着支援）	人／年	1	1	2	2

¹ サービス利用計画

障がい者が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談支援事業者が作成する。指定相談支援事業者は障がい者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用するサービスの種類、内容等についての計画を立てるとともに、サービス提供が確保されるように関係機関との連絡調整等を行う。

5) 障がい児通所支援（障がい児福祉サービス）

（サービスの種別とサービスの内容）

サービスの種別	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	重症心身障がい児を対象に児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等、必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等、必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児であって障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児を対象に、自宅を訪問して児童発達支援を行います。（平成 30 年度新設）
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児を対象に、障がい児支援利用計画 ² を作成します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	重度かつ医療的ケアを要する障がい児に対して、福祉、医療、保育、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

（年度別月あたり見込量）

サービス種別	単位	平成29年度 (見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日	1,349	1,349	1,419	1,489
	実利用者数 (人)	244	244	264	284
医療型 児童発達支援	人日	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日	3,106	3,590	4,040	4,490
	実利用者数 (人)	587	671	755	839
保育所等訪問 支援	人日	16	17	20	24
	実利用者数 (人)	14	14	17	20

²障がい児が障害児通所支援を適切に利用できるよう、利用者の依頼を受けて指定障がい児相談支援事業者が作成する。事業者は障がい児の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用するサービスの種類、内容等について計画を立てるとともに、サービス提供が確保されるように関係機関との連絡調整等を行う。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）

資料2

サービス種別	単位	平成29年度 (見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型 児童発達支援	人日	(新設)	0	0	5
	実利用者数 (人)		0	0	1
障害児相談支援	人	78	83	90	97
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置人数	人	(新設)	0	0	1

4. 地域生活支援事業の内容及び必要量の見込み

意思疎通支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業等の地域生活支援事業について平成32年度までの必要量を実績に応じ見込んでいます。

1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等の日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

次のような事業を行います。

- ・教室等の開催
- ・イベントの開催

第5期計画では、国の指針に基づき、事業の実施の有無を見込みました。

（年度別の見込）

理解促進研修・啓発事業	平成29年度 （見込）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施見込みの有無	有	有	有	有

2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を行います。

次のような事業を行います。

- ・ピアサポート事業
- ・ボランティア活動支援

第5期計画では、国の指針に基づき、事業の実施の有無を見込みました。

（年度別の見込）

理解促進研修・啓発事業	平成29年度 （見込）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施見込みの有無	有	有	有	有

3) 相談支援事業

事業として、次のような支援を行います。

- ・福祉サービスに係る情報の提供
- ・地域での生活をしていくための支援
- ・権利擁護のための必要な援助
- ・専門のサービス提供機関

自立支援協議会を設置し、相談事業の評価や困難事例への対応に係わる調整を行います。

第5期計画では、相談支援各事業別に実施の有無を見込みました。

（年度別の見込）

相談支援事業			平成29年度 （見込）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援	障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
	地域自立支援協議会	実施見込みの有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター		実施見込みの有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施見込みの有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施見込みの有無	有	有	有	有

4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的又は精神障がい者等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者等の権利擁護を図ることを目的に事業を行います。

第5期計画は、国の指針に基づき、事業の実利用者数を見込みました。

（年度別の見込）

成年後見制度利用支援事業	平成29年度 （見込）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施見込みの有無	有	有	有	有

5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

第5期計画は、国の指針に基づき、事業の実施の有無を見込みました。

（年度別の見込）

成年後見制度 法人後見支援事業	平成29年度 (見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施見込みの有無	有	有	有	有

6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、手話通訳者・要約筆記者³派遣事業、手話通訳者設置事業を行います。

第5期計画では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の延べ利用人数及び手話通訳設置事業の実設置者数」を本市の実績に基づき見込みました。

（年度別の見込）

意思疎通支援事業	単位	平成29年度 (見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業 の延べ利用者数	人	452	462	472	482
要約筆記派遣事業の 延べ利用者数	人	14	18	24	30
手話通訳者設置事業 の実設置者数	人	2	2	2	2

³要約筆記者（筆記通訳者）

話の内容を筆記により伝えることで、聴覚障がいや音声言語機能障がいのある人のコミュニケーションを支援する人。

7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業として、在宅の重度の障がい者等を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。

第5期計画では、用具の種類ごとの実績を基に勘案し、推計しました。

（年度別の年あたりの見込量）

日常生活用具給付等事業	単位	平成29年度 （見込）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
給付等見込件数	件	4,397	4,682	4,967	5,252

8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成するための研修を行います。

第5期計画は、国の指針に基づき、養成講習終了者数を見込みました。

（年度別の年あたりの見込量）

手話奉仕員養成研修事業	単位	平成29年度 （見込）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
養成講習修了者数	人	27	30	30	30

9) 移動支援事業

移動支援事業は、身体障がいのうち全身性障がい、知的障がい及び精神障がい者等が移動する際の支援を行います。

第5期計画では、障がい者等の実利用見込者数、延べ利用見込時間を基に推計しました。

（年度別の年あたりの見込量）

移動支援事業	単位	平成29年度 （見込）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数	人	286	316	329	343
延べ利用時間数	時間	26,088	27,990	29,226	30,524

10) 地域活動支援センター

障がいのある方の日中活動（創作活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。

第5期計画では、「市内、市外別の実施箇所数・実利用者数」を勘案し推計しました。

（年度別の見込量）

地域活動支援センター		単位	平成29年度 (見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市内	実施箇所数	箇所	1	1	1	1
	実利用者数	人	125	130	135	140
市外	実施箇所数	箇所	2	2	2	2
	実利用者数	人	2	2	2	2

11) 日中一時支援事業

主に障がいのある児童を対象に、緊急一時を含めた日中の預かりを行います。

第5期では、障がい者等の年あたりの実利用見込者数に基づき算出しました。

（年度別の見込量）

日中一時支援事業	単位	平成29年度 (見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数	人	4,143	4,235	4,296	4,358

12) 訪問入浴サービス

ホームヘルパー対応では入浴が困難で、かつ施設にも通所できない重度障がい者等を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。

第5期計画では、年あたりの実利用者の増加状況と一人当たり年間利用回数から見込みました。

（年度別の見込量）

訪問入浴	単位	平成29年度 (見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数	人	848	931	1,014	1,105

5. 目標値と必要量を確保するための方策

1) 適切な障がい福祉サービス等の提供体制の整備

本市では、障がい者等が個人として尊重され、能力や適性に応じて地域の中で日常生活や社会生活を送ることができるよう、自立と社会参加をサポートしていくための福祉施設として、市障害者自立支援センターを設置しています。

今後も、市障害者自立支援センターを中核として、市内4箇所で開催支援事業を実施し、障がい福祉サービス等の利用などの相談を通じて、また、市障害者自立支援協議会を活用し利用者ニーズを把握し、適切な障がい福祉サービス等を円滑に提供できるよう体制を整えます。

2) 障がい福祉サービス等を提供する事業者の充実

本市では、数多くの障がい福祉サービス等提供事業者があり、障がい者等の日常生活を支援していますが、利用者からのニーズに対応するために、個々の障がい特性に応じた多種多様な支援が求められます。

このため、地域で活動している様々な団体や非営利活動法人等に対して研修を実施するなどにより育成を行うとともに、新たな障がい福祉サービス等提供事業者を誘導するなど、見込み量の確保のための基盤の充実を図ります。

3) 近隣市町村等との広域的な連携

本市では、障がい者等の地域生活を支援するため、市内のみならず広域的な連携のもとで事業を展開してきました。多様化するニーズに対応し、障がい福祉サービス等が選択できる環境を確保するためには、引き続き広域での連携体制は欠かせないものと考えます。

今後も、市民生活のニーズに応じていける環境づくりを進められるよう、近隣市町村や県の関係機関との連携をしていきます。